

令和8年度寒河江市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住及び定住の促進を図るため、山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（平成31年市町村第8号山形県企画振興部長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から移住して就業、起業等をした者に、予算の範囲内において、山形県（以下「県」という。）及び寒河江市（以下「市」という。）が共同して移住支援金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 移住支援金の交付の対象者は、実施要領第5の1移住支援事業（1）移住支援金の支給に定める要件を満たす者とする。この場合において、当該要件中「転入先の市町村」及び「市町村」とあるのは、「市」と読み替えるものとする。

2 実施要領第5の1（1）④に規定する関係人口に関する要件は、転入時に40歳未満の者又は転入時に生計を一にする義務教育修了前の子と同居している者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 転入前に県又は市の移住・就農支援機関の相談窓口へ相談実績のある者

イ さがえ心地体験住宅「さがえベース」を利用したことのある者

ウ 過去に本市にふるさと納税の寄附をした実績がある者

(2) 次に掲げる就業要件のいずれかに該当すること。

ア 農林水産業に就業する者

イ 家業等へ就業する者

ウ 寒河江市内の事業所に就業する者

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、次の表に掲げる区分に応じた額とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合は、18歳未満の世帯員1人につき100万円を上限として加算する。

移住の区分	移住支援金の上限額
単身での移住	60万円
2人以上の世帯での移住	100万円

(申請の方法)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対し、毎年度4月1日から1月末日までの間に、規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市移住支援金交付申請書(様式第1号)に実施要領第5の1(1)⑥に定める書類を添えて、提出しなければならない。

(交付決定の通知及び移住支援金の交付)

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、規則第8条の規定にかかわらず、寒河江市移住支援金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、移住支援金を一括で交付するものとする。

(移住支援金の返還)

第6条 市長は、次に掲げる要件に該当すると認められる場合は、規則第18条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消し、移住支援金の交付を受けた者に対し、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽その他不正な手段により移住支援金の交付を受けたとき。
- イ 第4条に規定する申請の日から3年未満に市から転出したとき。
- ウ 第4条に規定する申請の日から1年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還 第4条に規定する申請の日から3年以上5年以内に市から転出したとき。

- 2 前項により、市長から移住支援金の返還を請求された場合は、市長の定める日まで返還しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。